

長泉町障害者活躍推進計画

機関名	長泉町
任命権者	長泉町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
長泉町における障害者雇用に関する課題	<p>当町においては、教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>平成30年度末に普通退職者の発生したことから、令和元年6月1日現在では法定雇用率2.5%を下回っている状況であったが、令和2年4月1日の職員採用により改善されている。</p> <p>しかしながら、雇用率を順守していくためには、計画的な障害者の採用とともに、雇用の継続性を高めるための対策が必要である。</p>
目標	
採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況調査により状況を把握するとともに進捗を管理する。</p>
定着に関する目標	<p>障害のある職員の働きやすい職場環境を作り、可能な限り継続した勤務ができるように努めていく。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗を管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として行政課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁内ネットワークを活用し周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。（令和元年12月1日行政課長選任済）</p>

<p>2 . 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>所属長ヒアリングを通じて、障害者である職員に関する職務の適合性を確認し、必要に応じて業務の検討を行う。</p>
<p>3 . 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>相談窓口への相談のほか、年3回実施している人事評価面談の際に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討の上、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4 . その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>